

「最高規範性」

- (1) 最高規範性を条文のなかで明示する。
市が定める最高規範である
最大限に尊重しなければならない
他の条例を制定、改廃するときは、この条例に適合させる
- (2) 別の条例への委任条項を盛り込む。
この条例は理念的なものにとどめ、具体的な実施方法は別の条例で定める。
- (3) 特別な改正要件をつくる。
改正の手続きを他の条例より厳しくする。
- (4) 条例審査委員会を設置する。
個別の条例が自治基本条例に違反していないかどうか審査する。

「子ども」

- (1) <定義>子どもとは市内に居住する18歳未満の市民をいう。
(高校卒業まで、子どもの権利条約)
- (2) すべての子どもは「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」を有する。(子どもの権利条約)
- (3) 市民は、その子どもを養育し、保護・監督する義務を有する。
- (4) 地域住民団体(自治会等)は地域の子どもの社会生活(家庭外での生活)を支援することによって子どもの成長と安全に寄与することができる。
- (5) 市は子どもが健康でかつ安全に育つ環境を整備する責務を有する。
- (6) 子どもの健康と安全を守るための市の施策は別に条例で定める。
(いじめ、不登校、ケイタイサイト、その他)